

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第三部 労働政策

III 賃金政策

1 人事院の公務員給与勧告

人事院勧告

人事院は、一九八〇年八月八日、公務員給与にかんする報告と勧告を国会と内閣にたいしておこなった。人事院は同日、寒冷地手当にかんする勧告をもおこなった。

給与にかんする報告によれば、給与法の適用をうける一般職の国家公務員は、昨年とほぼ同数の約五〇万人(このうち行政職俸給表(一)(二)の適用者は約二九万人)であった。八〇年四月現在における行政職関係の基準内給与についてみれば(四月遡及改定分をふくめ)、九六二一円(四・六一%)民間が公務員を上回っている。扶養家族手当、通勤手当において民間が上回っている。一方、住宅手当、特別給与の支給月数は、民間と均衡している。消費者物価指数は、四月現在で、前年同月にたいし八・四%の上昇を示し、標準生計費も増大している。以上のような諸事情を勘案して、報告は、給与改定の必要があるとした。

勧告のおもな内容は以下のとおりである。

(1)俸給表の改定について各俸給表の改定を提示しているが、それについての人事院の「説明」はつぎのとおりである。

行政職俸給表については、民間給与の傾向等に照らし、世帯形成時に対応する職員の給与の引上げを軸として中堅層職員の給与の改善に重点を置きつつ改定を行うとともに、他の職種の職員の俸給表については、これとの権衡を基本とし、民間給与の実態をも考慮した改定を行うことにより、全俸給表の全等級にわたる改定を行うこととした。

なお、指定職俸給表については、従来から参考としてきた民間企業の役員の報酬との間にはかなりの差が存するが、諸般の事情にかんがみ、民間企業役員報酬の本年の改定状況等に配慮しつつ行政職の給与改定と同程度の引上げにとどめることにした。

(1) 初任給については、一般の事務・技術系の場合、その俸給を大学卒(上級乙試験)九七、〇〇〇円(現行九三、二〇〇円)、短大卒(中級試験)八七、二〇〇円(現行八三、九〇〇円)、高校卒(初級試験)八二、〇〇〇円(現行七八、九〇〇円)とした。

(2) 職種別の改善に当たっては、大学、高等専門学校の助教授以下の若手教官について昨年に引き続き義務教育諸学校等教員との関係を考慮した改善を行うこととしたほか、税務職員、公安職員及び研究員についても配慮した。

(3) 各俸給表の各等級の高位号俸については、昨年に引き続きその昇給額を抑えるとともに、号俸の増設は行わないこととした。

(2)諸手当については、扶養手当の引き上げなどについて以下のとおり勧告している(「説明」による)。

(1) 扶養手当について、民間におけるこの種の手当の支給状況等を考慮して、支給月額を次のとおり引き上げることとした。

配偶者 一一、〇〇〇円(現行一〇、〇〇〇円)
配偶者以外の扶養親族のうち二人各三、五〇〇円(現行三、〇〇〇円)
ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち一人は七、五〇〇円(現行六、五〇〇円)
なお、その他の扶養親族については現行(一人につき一、〇〇〇円)のままとした。

(2) 通勤手当のうち交通機関等利用者の手当について、民間における支給状況及び職員の通勤の実情を考慮し、全額支給限度額を一六、〇〇〇円(現行一五、〇〇〇円)に引き上げることとし、これに伴い最高支給限度額を一八、五〇〇円(現行一七、五〇〇円)に改めることとした。

なお、自転車等の交通用具使用者の手当額については、民間において同種手当を改定した事業所の割合が少ない等の事情にかんがみ原則として改定しないこととしたが、いわゆる通勤不便者の手当額については、次のとおり引き上げることとした。

片道一〇キロメートル以上一五キロメートル未満 四、五〇〇円(現行四、一〇〇円)
片道一五キロメートル以上二〇キロメートル未満 六、一〇〇円(現行五、六〇〇円)
片道二〇キロメートル以上 七、八〇〇円(現行七、一〇〇円)
なお、右の改定については、交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とした。
(3) 住居手当については、民間における支給状況を調査した結果、それとほぼ均衡がとれていると認められるので、現行のままとした。

以上のほか、医療職俸給表(一)にかかわる初任給調整について、本項末尾掲載のとおり勧告している。

(3) 期末・勤勉手当については、民間と均衡しているので、年間四・九ヵ月の現行のままとした。
(4) この改定は、八〇年四月一日から実施することとした。

この勧告の特徴などについてみると以下のとおりである。まず引き上げ額は、民間との較差を九六二一円埋めるものであり、率にして四・六一%の引き上げである。時系列的にみると第123表のとおり、七四年以来六年ぶりに前年を上回る結果となっている。しかし、本年の引き上げ率四・六一%という幅自体は、六〇年に現行の調査方式をとるようになってからの改定率としては、七九年(三・七〇%)、七八年(三・八四%)につぐ低い率であることには変わりない。

官民較差は、第124表のように、前年に比べて拡大している。俸給表の改定に当たっては、世帯形成時に対応する職員(七等級五号俸付近)の給与の引き上げを軸とし、三〇歳台半ばの中堅層職員(五等級七号俸付近)の給与の引き上げを配慮し、五～七等給の職員に厚い改善がなされている(第125表)。

なお、前年の給与勧告の取り扱いにかんする閣議決定で、財政再建期間中における国家公務員の昇給期間の延伸問題がとりあげられたが、今回の人事院の「説明」では、調査の結果、民間において、原則として勤務期間一年につき一回あての昇給が定着しており、また、その一律的な延伸などをおこなっている例はほとんどないことが認められた、と述べている。

人事院勧告にたいし、公務員共闘は、春闘において官民較差が五%以下でも勧告する確認をさせた結果であるが、内容は五%要求に遠く、また、勧告で始めて現行給与制度の抜本改正を提起したのは重大な問題であるなどの声明を発表した。全官公も、水準としては一応の理解をうるものとはなっているが、内容は要求にこたえたものとはいえないという声明を出した。

今回の勧告に際した大きな特色は、人事院が、給与制度の抜本的検討を柱とした公務員制度の全面的見直しへの着手を予告したことである。勧告とあわせ出された「報告」では、この点つぎのように述べている。

【人事院・公務員制度の全面的見直しについての報告】

なお、近時、人口構造の高年齢化と高学歴化、生活意識の多様化、高度化社会移行への対応など社会経済情勢の基調の変化に伴い、人事管理諸制度はその基本的な諸要因においてこれへの適応が切実に求められている状況にある。とりわけ、公務においては、組織の活力の着実な向上を図り、その民主的、能率的運営を確保することを目指して、将来にわたる長期的かつ安定的な人事行政諸施策を策定し、実現していくことが要請されるが、これに応えるため、従来経験にかんがみ、現在の情勢を踏まえ、かつ、将来の展望に立った基本的な調査研究に着手すべき時機を迎えているものと考えられる。現行の給与制度は、昭和三二年の全面的な改正以来二〇余年を経過し、この間事態の推移に応じ所要の改定は加えられてきているものの、この際、このような観点から給与制度をめぐる諸条件の変化に着目し、所要の整備、改善を進めていく必要がある。本院としては、俸給表の構造その他の諸問題を中心に、民間の動向、任用その他の諸制度との関連にも留意しつつ、今後、給与制度の全般について、総合的な検討を加えていく所存である。

当面する行政改革、とくに「行政の合理化、効率化の推進」とならび、人事院の今後の動向が注目される。

【人事院の給与勧告(八〇年八月)】

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律を改正することを勧告する。

一、改定の内容

(一)俸給表

現行の俸給表を別記のとおり改定すること。(別記略)

(二)諸手当

1 初任給調整手当について

(1) 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を一九万五〇〇〇円とすること。

(2) 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学の専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額の限度を三万八〇〇〇円とすること。

2 扶養手当について(略、本文参照)

3 通勤手当について(略、本文参照)

4 調整手当について

特別の事情により移転した官署等に勤務する職員で人事院規則に定めるものに対して、当分の間、一〇〇分の八の支給割合の範囲内で調整手当を支給すること。

二、改定の実施時期

この改定は、昭和五五年四月一日から実施すること。

なお、八〇年八月八日の人事院の給与制度勧告にもとづいて第九三臨時国会に提出された「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(案)」は、同年十一月二八日に成立した。勧告のうち、指定職俸給表の改定は八〇年一〇月一日から適用され、調整手当の適用措置は八一年一月一日から施行されるが、それ以外の改正は勧告どおりであった。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
